

5. 住まい

(1) 住まいに関する相談窓口

事業	内容
県営住宅等の相談	<p>県営住宅及び公社賃貸住宅についての相談、情報提供をしています。</p> <p>《愛知県住宅供給公社》 〈県営住宅〉 052-954-1362 〈公社賃貸住宅〉 052-954-1356 月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:15 ※土日、祝日、年末年始は休み</p>
住宅改善・増改築等の技術的な相談	<p>住まいの改善や増改築等の相談や質問について、電話により専門の技術者がお答えします。</p>
	<p>《問い合わせ先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)愛知建築士会(要予約) 電話：052-201-2201 ・(公社)愛知県建築士事務所協会(協会会員名簿) 電話：052-201-0500 ・(公社)日本建築家協会東海支部愛知地域会建築相談委員会(書面相談) 電話：052-263-4636
	<p>高齢者向けの増改築の相談を実施している市町村もありますので、お住まいの市町村役場にご相談ください。(リフォームヘルパー、住宅改修指導事業)</p>
	<p>《問い合わせ先》市町村福祉担当課または建築担当課(P114～参照)</p>
	<p>(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、専門の知識や技術を持つ「増改築相談員」の登録を行っていますので、お気軽にご相談ください。</p>
	<p>《問い合わせ先》 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター ホームページ http://www.chord.or.jp/ ・電話によるリフォーム相談 電話：0570-016-100 ・増改築相談員登録者名簿検索サイト(リフォネット) ホームページ http://www.refonet.jp/meibo/</p>
	<p>建築士や大工、インテリアコーディネーターなど様々な分野の住まいづくりの専門家である「住まい手サポーター」が相談に応じます。</p>
	<p>《問い合わせ先》県・各市町村の建築担当課、県民相談・情報センター、下記ホームページなどで名簿をご覧いただき、住まい手サポーターを選んで相談してください。 ホームページ https://www.yutori.gr.jp/sumaite/</p>

事業	内容
リフォーム事業者等関連情報提供	<p>○住まいるダイヤル 住まいるダイヤルは、「リフォームの見積りをチェックしてほしい」など、住まいの「困った」を相談できる国土交通大臣指定の相談窓口です。</p> <p>《問い合わせ先》（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター ホームページ http://www.chord.or.jp/ 電話：0570-016-100</p> <p>・かし保険を利用する登録事業者等の検索 （（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会） https://www.kashihoken.or.jp/individuals/kizon/search/</p>

（２）県営住宅等の入居

事業	内容	対象者																																				
県営住宅の入居	<p>所得が低く住宅に困っている方や、高齢者世帯等で住宅に困っている方のために、県営住宅が設置されています。</p> <p>《問い合わせ先》 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所 ※空家のある県営住宅の状況等の詳細は、愛知県住宅供給公社（052-954-1362）にお尋ねください。 なお、県営住宅の募集状況を電話でお知らせしています。 《県営住宅テレホンサービス》 052-971-4118</p> <p>○住宅供給公社住宅管理事務所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋尾張住宅管理事務所</td> <td>460-8566</td> <td>名古屋市中区丸の内 3-19-30 県住宅供給公社 5 階</td> <td>052-973-1791</td> </tr> <tr> <td>名古屋尾張住宅管理事務所一宮支所</td> <td>491-0053</td> <td>一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 県一宮建設事務所 1 階</td> <td>0586-28-5411</td> </tr> <tr> <td>名古屋尾張住宅管理事務所海部駐在</td> <td>496-8531</td> <td>津島市西柳原町 1-14 県海部総合庁舎 5 階</td> <td>0567-24-7330</td> </tr> <tr> <td>名古屋尾張住宅管理事務所知多支所</td> <td>475-0925</td> <td>半田市宮本町 3-217-21 セントラルビル 5 階</td> <td>0569-23-2716</td> </tr> <tr> <td>三河住宅管理事務所</td> <td>444-8551</td> <td>岡崎市明大寺本町 1-4 県西三河総合庁舎 5 階</td> <td>0564-23-1863</td> </tr> <tr> <td>三河住宅管理事務所知立支所</td> <td>472-0026</td> <td>知立市上重原町蔵福寺 124 県知立建設事務所南館 1 階</td> <td>0566-84-5677</td> </tr> <tr> <td>三河住宅管理事務所豊田加茂支所</td> <td>471-0027</td> <td>豊田市喜多町 6-3-4 豊田公営住宅センター内</td> <td>0565-34-2001</td> </tr> <tr> <td>三河住宅管理事務所東三河支所</td> <td>440-0801</td> <td>豊橋市今橋町 6 県東三河建設事務所 1 階</td> <td>0532-53-5616</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	名古屋尾張住宅管理事務所	460-8566	名古屋市中区丸の内 3-19-30 県住宅供給公社 5 階	052-973-1791	名古屋尾張住宅管理事務所一宮支所	491-0053	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 県一宮建設事務所 1 階	0586-28-5411	名古屋尾張住宅管理事務所海部駐在	496-8531	津島市西柳原町 1-14 県海部総合庁舎 5 階	0567-24-7330	名古屋尾張住宅管理事務所知多支所	475-0925	半田市宮本町 3-217-21 セントラルビル 5 階	0569-23-2716	三河住宅管理事務所	444-8551	岡崎市明大寺本町 1-4 県西三河総合庁舎 5 階	0564-23-1863	三河住宅管理事務所知立支所	472-0026	知立市上重原町蔵福寺 124 県知立建設事務所南館 1 階	0566-84-5677	三河住宅管理事務所豊田加茂支所	471-0027	豊田市喜多町 6-3-4 豊田公営住宅センター内	0565-34-2001	三河住宅管理事務所東三河支所	440-0801	豊橋市今橋町 6 県東三河建設事務所 1 階	0532-53-5616	県民
事務所名	郵便番号	所在地	電話番号																																			
名古屋尾張住宅管理事務所	460-8566	名古屋市中区丸の内 3-19-30 県住宅供給公社 5 階	052-973-1791																																			
名古屋尾張住宅管理事務所一宮支所	491-0053	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 県一宮建設事務所 1 階	0586-28-5411																																			
名古屋尾張住宅管理事務所海部駐在	496-8531	津島市西柳原町 1-14 県海部総合庁舎 5 階	0567-24-7330																																			
名古屋尾張住宅管理事務所知多支所	475-0925	半田市宮本町 3-217-21 セントラルビル 5 階	0569-23-2716																																			
三河住宅管理事務所	444-8551	岡崎市明大寺本町 1-4 県西三河総合庁舎 5 階	0564-23-1863																																			
三河住宅管理事務所知立支所	472-0026	知立市上重原町蔵福寺 124 県知立建設事務所南館 1 階	0566-84-5677																																			
三河住宅管理事務所豊田加茂支所	471-0027	豊田市喜多町 6-3-4 豊田公営住宅センター内	0565-34-2001																																			
三河住宅管理事務所東三河支所	440-0801	豊橋市今橋町 6 県東三河建設事務所 1 階	0532-53-5616																																			

事業	内容	対象者
県営住宅の優先入居	住宅にお困りの高齢者世帯等の方々を対象に、収入基準を緩和するなど、県営住宅に優先的に入居できる制度があります。 また、抽選募集においては、福祉枠を設け、二度抽選を行う住宅もあります。	60歳以上の高齢者世帯等
	《問い合わせ先》愛知県住宅供給公社 電話：052-954-1362 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所	
愛知県あんしん賃貸支援事業に関する情報の提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等について登録されている情報を提供しています。	賃貸住宅の貸主等及び高齢者等
	《問い合わせ先》愛知県建築局公共建築部住宅計画課 電話：052-954-6568 愛知県住宅供給公社 電話：052-954-1361 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所	
新たな住宅セーフティネット制度に関する情報の提供	高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅等について登録等がされている情報を提供しています。(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市の登録住宅については、各市が提供しています。)	賃貸住宅の貸主等及び高齢者等
	《問い合わせ先》愛知県建築局公共建築部住宅計画課 電話：052-954-6568 愛知県住宅供給公社 電話：052-954-1361 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所 セーフティネット住宅情報提供システム (一社) すまいづくりまちづくりセンター連合会 https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php	
サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の提供	高齢者の生活を支援するサービス付きの住宅について登録されている情報を提供しています。(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市については、各市が提供しています。)	賃貸住宅の貸主等及び高齢者
	《問い合わせ先》愛知県建築局公共建築部住宅計画課 電話：052-954-6568 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (一社) 高齢者住宅協会 http://www.satsuki-jutaku.jp/	
家賃債務保証制度	借主が、貸主と(一財)高齢者住宅財団が基本約定を締結した賃貸住宅への入居申込の際に、(一財)高齢者住宅財団に家賃債務保証の申込をすると、家賃等の支払債務が保証されます。(限度額あり。)借主は、一定額を保証料として、(一財)高齢者住宅財団に支払います。	賃貸住宅の貸主及び高齢者
	《問い合わせ先》(一財)高齢者住宅財団 東京都千代田区神田錦町 1-21-1 ヒューリック神田橋ビル 4階 電話：03-6870-2410	

(3) 住居機能のある福祉施設等

P22の「介護保険以外の入所型施設等」をご覧ください。

(4) 貸付、融資、補助制度等

事業	内容	対象者
生活福祉資金の貸付	<p>所得の低い世帯等に、住宅の増改築、補修等のための資金が貸し付けられます。</p> <p>〈貸付目安額〉250万円以内</p> <p>〈利率〉据置6月後 無利子または年1.5%</p>	<p>低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯</p>
《問い合わせ先》市区町村の社会福祉協議会（P114～参照）		
<p>満60歳以上の方を対象としたリフォームローン</p> <p>リフォーム融資 【高齢者向け返済特例】 (部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事・耐震改修工事)</p>	<p>【主な融資の条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合の融資です。 毎月のお支払は利息のみとなり、毎月の支払の負担を低く抑えられます。 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および敷地の売却、機構からの借換融資(注)、自己資金などにより、一括してご返済いただきます。 (注)機構からの借換融資は耐震改修工事を行う場合に限りです。 ※「保証ありコース」をご利用の方 融資住宅および土地の売却等の方法によりご返済いただいた場合で融資金の全額を返済できないときは、相続人の方が残債務の返済義務を負うこととなります。 ※「保証なしコース」をご利用の方 機構は、融資住宅および土地の売却によりご返済いただいた場合で残債務があるときは、残債務について相続人の方に請求しません。 融資限度額は1,500万円です。 各コース、次の(1)または(2)のいずれか低い額（10万円以上、1万円単位）が限度額となります。 ■「保証ありコース」の場合 (1)1,500万円※ (2)機構が承認している保証機関(注)が保証する限度額 ■「保証なしコース」の場合 (1)1,500万円※ (2)機構による担保評価額（建物と土地の担保評価額の合計額） 【土地】 固定資産税評価額×100/70×60% 【建物】 全部改築工事以外の場合 固定資産税評価額×100/70×60% 	<p>満60歳以上の方</p>

事業	内容	対象者
<p>満 60 歳以上の方を対象としたリフォームローン</p> <p>リフォーム融資 【高齢者向け返済特例】 (部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事・耐震改修工事)</p>	<p>全部改築工事の場合 工事請負契約書の全部改築工事費(*)×60% (*)工事請負契約書の全部改築工事費に除却費が含まれている場合は、当該除却費を除いた額となります。 ※住宅部分の工事費が上限となります。 部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事、耐震改修工事を併せて行った場合でも融資限度額は変わりません。</p> <p>5. 「保証ありコース」の場合は、機構が承認している保証機関(注)が連帯保証人になります。 (注)令和 4 年 5 月現在、機構が承認している保証機関は、(一財)高齢者住宅財団です。 (一財)高齢者住宅財団の保証を受けるに当たっては、次の諸費用が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証限度額設定料 : 30,000 円+消費税 ・保証事務手数料 : 70,000 円+消費税 ・保証料 : 融資額の 4.0% <p>注)詳細は、住宅金融支援機構までお問い合わせください。</p> <p>《問い合わせ先》 住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話 : 0120-0860-35 (通話料無料) 受付時間 : 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除きます。) *ご利用いただけない場合(国際電話等)は、048-615-0420 におかけください(通話料金ががかかります。) ホームページ https://www.jhf.go.jp/</p>	<p>満60歳以上の方</p>
<p>60 歳からの住宅ローン 【リ・バース60】</p> <p>(※商品名は取扱金融機関により異なります。)</p>	<p>【主な融資の条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資対象となる資金の使いみちは以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ①住宅の建設・購入 (子世帯が建設・購入する場合も対象となります。) ②住宅のリフォーム ③サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ④住宅ローンの借換え等 2. 毎月のお支払は利息のみとなり、毎月の支払の負担を低く抑えられます。 3. 借入金の元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただきます。 ※担保物件(住宅および土地)売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、次のうちいずれかの取扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ノンリコース型: 相続人の方は残った債務をご返済する必要はありません。 ・リコース型: 相続人の方は残った債務をご返済する必要があります。 	<p>借入申込日現在で満60歳以上(※)の方</p> <p>※満50歳以上満60歳未満の方もご利用いただけますが、ご融資の限度額が異なりますので別途お問い合わせください。</p>

事業	内容	対象者
<p>60歳からの住宅ローン 【リ・バース60】</p> <p>(※商品名は取扱金融機関により異なります。)</p>	<p>4. 融資限度額は、次のいずれかのうち最も低い額となります。</p> <p>①8,000万円 ②所要資金の100% ③担保評価額の50%または60%</p> <p>5. 民間金融機関が住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を利用して提供する、リバースモーゲージ型の住宅ローンです。</p> <p>注) 商品内容は金融機関ごとに異なる場合があります。詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。</p> <p>《問い合わせ先》 【リ・バース60】ダイヤル 電話：0120-9572-60（通話料無料） 受付時間：9:00～17:00（土日、祝日及び年末年始を除きます。） ※ご利用いただけない場合（国際電話等）は、048-615-0405におかけください（通話料金がかかります。）。 ホームページ https://www.jhf.go.jp/</p>	<p>借入申込日現在で満60歳以上（※）の方</p> <p>※満50歳以上満60歳未満の方もご利用いただけますが、ご融資の限度額が異なりますので別途お問い合わせください。</p>
<p>住宅リフォームへの補助</p>	<p>高齢者の自立した生活の維持、拡大を支えるために行う住宅改造を支援します。</p> <p>※助成対象、補助金額等は市町村によって制度が異なります。</p> <p>《問い合わせ先》地方公共団体における住宅リフォーム支援制度検索サイト（（一社）住宅リフォーム推進協議会） お住まいの市町村が実施している住宅リフォームに関する支援制度を、リフォームの種別ごとに検索できます。 http://www.j-reform.com/reform-support/ ・市町村の福祉担当課又は建築担当課（P114～参照）（一部市町村を除く）</p>	<p>住宅改造を行う方</p>